



島根県報

平成28年3月18日（金）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る提案競技の実施 (人 事 課) 2

公 告

島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務において、事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成28年 3月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県ストレスチェックシステム（以下「ストレスチェックシステム」という。）開発・運用保守業務

(2) 概要

ア ストレスチェックシステムの開発

イ ストレスチェックシステムの運用保守

ウ 職員研修（職員説明会を含む。）

(3) 仕様

「島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 提案価格の上限額

ア ストレスチェックシステムの開発：18,507,960円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ ストレスチェックシステムの運用保守：平成28年度は3,240,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、平成29年度以降は3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ 総額（ア＋イ）：33,747,960円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 提案価格の考え方

職員研修（職員説明会を含む。）に係る費用は、平成28年度の経費に含めるものとする。

2 期間**(1) ストレスチェックシステムの開発業務**

完了期限 平成28年 8月31日

(2) ストレスチェックシステムの運用保守

平成28年 9月 1日から平成33年 3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務及び運用保守を過去において受注した実績を有する者であること（共同企業体の代表者としての実績を含む。）

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(フ) 取引金融機関

(ク) 決算

(コ) 利益金の配当の割合

(サ) 欠損金の負担の割合

(シ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ス) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(ツ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 提案競技実施要領等に関する事項

(1) 提案競技実施要領及び仕様書の配付期間、配布場所及び配布手続

平成28年3月18日（金）から平成28年4月12日（火）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(2) 配付場所

島根県総務部人事課福利厚生室保健グループ（島根県松江市内中原町52番地 職員会館1階）

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技実施要領受領者受付簿に必要事項を記載し「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出した者に無償で1部を配布する。

(4) 提案競技説明会

開催しない。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付けるが、ファックスにより送付する場合は、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-6102

電子メール fukurikosei@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限

平成28年3月31日（木）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、平成28年4月7日（木）までに提案競技実施要領受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認手続に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認めたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 共同企業体協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 国、都道府県又は本県と同程度規模の市区町村において、本業務と同様の開発業務又は運用保守を過去に受注した実績書（共同企業体の代表者としての実績を含む。） 1部

ク 担当者届 1部

ケ 委任状 1部

コ 構築業務従事予定者職務経歴書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成28年4月12日（火）午後5時までに提出すること。

また、郵送の場合は、書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

13に同じ。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し郵送で通知することとし、平成28年4月18日（月）までに発送する。

8 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成28年4月27日（水）午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。

また、郵送の場合は、書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

13に同じ。

9 提案の選定方法

(1) 島根県ストレスチェックシステム開発・運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において選定するものとする。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの開発・運用保守経費に関する項目

イ システムの機能に関する項目

ストレスチェックの効率化が図られる機能を有しているか。

ウ システムの操作性に関する項目

全職員が利用しやすい画面構成及び操作手順となっているか。

エ システムの拡張性に関する項目

システムの機能拡大、容量拡大等に対して柔軟に対応できるか。

オ システムの性能・構成に関する項目

全職員が快適に利用できるシステムの構成となっているか。

また、常時安定して稼働できるシステムの構成となっているか。

カ 他の情報通信システムとの連携

連携に必要な機能を有しているか。

キ システムの運用保守に関する項目

災害や障害発生時に早急に対応できる体制がとられているか。

また、日常保守及び職員からの問合せの対応が的確に行える体制がとられているか。

ク セキュリティ対策に関する項目

データを安全に保護する対策がとられているか。

また、十分なウイルス対策がとられているか。

ケ システム開発体制に関する項目

平成28年9月1日に確実に運用開始できるスケジュールとなっているか。

また、提案者の開発体制、開発方法及び職員への操作教育に問題はないか。

コ その他の項目

島根県内の地域振興に寄与しているか。（島根県内企業など）

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局（総務部人事課福利厚生室保健グループ）においてヒアリング及び審査委員会によるプレゼンテーションの依頼を行う。

(5) ヒアリング及びプレゼンテーションの実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

(6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。なお、審査経過については、公表しな

い。

また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

契約予定者の提案内容を加えた仕様とし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

13 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-0873

島根県松江市内中原町52番地 島根県職員会館 島根県総務部人事課福利厚生室保健グループ

電話 0852-22-5027

ファックス 0852-22-6102

電子メール fukurikosei@pref.shimane.lg.jp

14 Summary

- (1) Proposed Bidding Item : Development of Stress Check system and operation and maintenance
- (2) Proposed Submission Deadline : 17 : 00 27 April, 2016
- (3) Proposed Enquiry Address (Submission Address) for Bidding : Shimane Prefectural Government Department of General Affairs, Personnel Division, Health and Welfare Office, Health Group
52 Uchinakabara-cho, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan

TEL 0852-22-5027